

7 成績評価・修了認定

基準 7-1

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

【観点 7-2-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

[現状]

成績評価は 100 点を満点とし、80 点以上を優、79 点より 70 点を良、69 点より 60 点を可、59 点以下を不可とし、優良可は合格、不可は不合格と規定している（学則第 35 条）。定期試験をやむを得ない理由で欠席し、追試験が認められた場合の成績は最高点を 80 点とし、59 点以下を不合格としている（履修規程第 9 条）。また、定期試験を不合格となり再試験を受験した場合の成績は、最高点を 69 点とし、59 点以下は不合格となる（履修規程第 10 条）。なお、各授業科目の成績評価方法については、科目ごとにシラバスに明記している。

本学では学年ごとに次のような進級条件を設け、次学年次に進級するために最低限修得しておくべき単位数を定めている（履修規程第 13 条）。

- (1) 第 1 年次にあっては、次の条件をそれぞれ充たすこと。
 - ア 1 年次必修講義科目の未修得が 4 科目 6 単位以内であること。
 - イ 当該年次に配当された実習（早期体験学習）・実技および演習科目をすべて修得すること。
- (2) 第 2 年次にあっては、次の条件をそれぞれ充たすこと。
 - ア 1 年次および 2 年次必修講義科目の未修得が 2 科目 3 単位以内であること。
 - イ 当該年次に配当された実習・演習科目をすべて修得すること。
- (3) 第 3 年次にあっては、次の条件をそれぞれ充たすこと。
 - ア 2 年次および 3 年次必修講義科目の未修得が 4 科目 6 単位以内であること。
 - イ 当該年次に配当された必修実習科目および 1 年次必修講義科目をすべて修得すること。
 - ウ 「人と文化」の選択科目から 4 科目 6.0 単位以上を修得すること。
- (4) 第 4 年次にあっては、次の条件をそれぞれ充たすこと。
 - ア 2～4 年次の必修講義科目をすべて修得すること。
 - イ 当該年次に配当された実習・演習科目をすべて修得すること。
 - ウ 「外国語科目」の選択科目から 2 科目 3.0 単位以上を修得すること。

エ 総合薬学研究A・Bまたは総合薬学演習A・Bを修得すること。

オ 共用試験に合格すること。

(5) 第5年次にあつては、当該年次に配当された必修実習科目を修得すること。

年度末に進級査定会を開催し、この進級基準に満たない学生を留年とし、次年度は原級に留めて未修得科目を再履修させる（履修規程第16条）。

進級要件等についての学生への周知は、まず入学時に学生便覧、シラバスを基にガイダンスを行い全体の説明を行っている。また、各学年の開始時にも履修ガイダンスを開催し、学年ごとに試験制度や進級要件、成績通知書の配付等について説明を行っている。

各学生の成績評価結果については、年に2回成績通知書を配付している。配付時期は、前期結果については10月、後期結果については3月の進級査定会終了後に配付している。配付にあたっては、1～2年次生は学生相談員から、3年次生以降は分野主任からそれぞれ手渡しされ、その際に成績や学生生活全般について指導、助言を行う。保護者に対しては学生への成績配付が終了した頃に郵送している。

なお、前期終了時点で成績不良と判断される学生に対しては、成績通知書と共に警告文書が手渡され、今後の修学等について学生相談員または分野主任と面談を行う。3月の進級査定会において留年が確定した場合は、学生、学生相談員、保護者の三者で面談を行い、学生の現状や今後の修学についての確認を行っている。

また、留年者に対しては、4月の講義開始前にガイダンスを行い、1年間の履修等について説明を行っている。

[点検・評価]

① 成績評価

各科目の成績評価は、各教員がシラバスにおいて学生の到達目標等とともに評価方法を事前に周知しているため、学生の勉学への一助となっているものと思われる。

② 成績評価結果の告知

現在行っている年2回の成績通知書の配付は、学生相談員や分野主任が受け持ち学生の学修状況を確認し、学生とコミュニケーションをとる機会にもなっている。また、留年者との三者面談は教員の負担も大きく、日程調整も難しいが、留年者の状況や今後の進路について確認でき、学生や保護者の不安を取り除く機会にもなることから評価を得ている。

③ 進級要件

進級要件は学年ごとに設けているが、薬学の専門科目を本格的に履修することになる2年次では、薬学の基礎となる専門科目を十分に理解し、3年次以降の学習に繋げていく必要があることから厳しい進級要件を課している。また、5年次への進級要件については、5年次での実務実習の履修にあたり、薬学生としての知識・技能・態度等、学習の到達度を確認する必要があることから、4年次までの単位をすべて修得することとしている。

なお、1年次では一般教育科目や専門基礎科目を中心にカリキュラムを組んでいるため、2年次から本格的に履修する専門科目の勉学方法に学生は戸惑いもあるようである。

[改善計画]

薬学部に入學してきた学生が、入學後もそのモチベーションを維持し、学習効果の上がるようなカリキュラムの配置。また、カリキュラム方針に沿った成績評価基準、進級要件等を検討するため、カリキュラム検討コア委員会を立ち上げ検討を始めた。

基準 7 - 2

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

[現状]

授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならないと規定しているため、上位学年配当の授業科目を履修することはない（履修規程第2条）。

[点検・評価]

留年者の中で再履修する科目数が少ない場合、上位学年配当の授業科目を履修することは時間的に可能であるが、留年者はこれまでの学修成果が一定基準に達していないため留年していることから、上位学年配当科目の履修は認めないこととしている。

[改善計画]

改善すべき点は見当たらない。